

# 上三川町人事行政の運営の状況

住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の使用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するもの。

## 新規採用(平成21年4月1日)及び退職(平成20年度中)の状況

	採用者数	退職者数						
		定年退職	勲奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	9人	6人	2人	1人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 職員数の状況(4月1日現在)

年度	19年度	20年度	21年度
職員数※( )内数字は対前年度増減数	232人(-5)	222人(-10)	221人(-1)

## 人件費の状況(平成20年度一般会計、決算)

住民基本台帳人口(H21年3月末現在)	歳出総額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度の人件費率
31,632人	10,004,727千円	554,157千円	1,774,258千円	17.7%	14.0%

## 職員給与費の状況(平成21年度一般会計予算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)	前年度の1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末勤勉	計(B)		
193人	765,336千円	103,684千円	318,979千円	1,187,999千円	6,155千円	6,230千円

## 職員の平均給料月額及び平均年齢状況(平成21年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	344,500円	43.8歳	302,600円	51.0歳

## その他の職員手当の状況(平成21年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当	配偶者:13,000円 扶養親族(配偶者を除く):1人当り6,500円
住居手当	借家の場合:27,000円を限度に支給(家賃12,000円以下は支給なし) 持ち家の場合:1,000円(新築後5年間は2,500円)
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合:距離に応じ2,000円~24,500円を支給
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (課長:54,300円 主幹:38,900円 課長補佐・所長:34,600円)
時間外手当	平成20年度(一般会計) 支給総額 36,104,782円 職員1人当りの支給月額 15,735円
特殊勤務手当	以下二業務に従事した場合に限り支給する 伝染病防疫作業 作業1日 600円(平成20年度該当なし) 行旅死病人等取扱業務 作業1日 5,000円(平成20年度該当なし)

## 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区分	町長	副町長	議長	副議長	議員
報酬等月額	741,000円	589,000円	350,000円	280,000円	255,000円
期末手当	4.45月分(平成20年度支給割合)				

※平成17~21年度は、町長・副町長の給料を5%減額しています。(上記は減額後の金額です。)

## 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	休日
40時間	8:30	17:30	12:00~13:00	土曜日及び日曜日

休暇等

区 分	内 容
年次有給休暇	一年度ごとに20日とし、20日を超えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇(主なもの)	夏季休暇 : 3日 分べん休暇: 出産予定日の6週間前の日から出産の日まで及び出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡: 配偶者及び父母=7日 子=5日 祖父母=3日 その他=1日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する6月以下で必要な期間
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

年次有給休暇の状況(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
7,640日	2,219日	209人	10.6日

※10月6日までに申請書が提出されない場合は、定額給付金を辞退したことになりますので、ご注意ください。

定額給付金の申請受付

定額給付金の申請受付を4月6日(月)から行っています。

受付期間は10月6日(火)までとなりますので、申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。

申請の際には次の書類を併せて提出してください。

- 定額給付金申請書
- 身分証明書のコピー(免許証、旅券、住民基本台帳カード、保険証、年金手帳等のいずれかのコピー)
- 振込先口座の通帳のコピー(口座番号及び名義が記載されているところ)

詳細については、申請書に同封した留意事項を参照ください。

▼問い合わせ先

総務課  
定額給付金担当  
☎(56) 9180



定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の問い合わせ」にご注意を

●「定額給付金」に関して

○町や総務省などがATM(銀行)コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対ありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

○町や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

○申請書提出前に、町や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行の口座番号などの個人情報を知ること、絶対にありません。

○(自宅や職場などに町や総務省)の職員)などをかたった電話がかかってきた場合は、迷わず、役場や下野警察署(又は警察相談電話)#9110(九九)に連絡ください。

▼問い合わせ先

総務課 定額給付金担当  
☎(56) 9180  
下野警察署 生活安全課  
☎(52) 0110